



2024年1月25日

各位

会社名 双日株式会社  
代表者名 代表取締役社長 藤本 昌義  
(コード番号 2768 東証プライム市場)  
問合せ先 広報部長 富田 尚良  
電話番号 03-6871-3404

### 監査等委員会設置会社への移行および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年6月開催予定の第21回定時株主総会で承認可決されることを条件として、現在の「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」へ移行することを決議しました。これに伴い、定款の一部変更につき、同株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行後の取締役人事につきましては、本日付けの「代表取締役の異動ならびに監査等委員会設置会社移行後の取締役人事および2024年4月1日付役員人事に関するお知らせ」にて別途お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

当社はこれまで、取締役会の過半数を社外取締役とし、取締役会議長を社外取締役とするなど、経営の透明性確保とコーポレート・ガバナンス体制の強化を図ってまいりました。

今般、監査等委員会設置会社へ移行することにより、取締役会から業務執行取締役・執行役員への権限委任を進め、意思決定の迅速化を図るとともに、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより取締役会の監督機能を強化します。このような体制のもと、経営判断の質とスピードを高め、絶え間なく変化し続ける事業環境のもとで当社グループの企業価値向上を図ってまいります。

##### (2) 移行の時期

2024年6月開催予定の第21回定時株主総会において、必要な定款変更等について承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 変更の目的および要旨

- ① 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の委任に係る規定の新設など、所要の変更を行うものです。
- ② 取締役の役位を廃止することに伴い、現行定款第20条第4項を削除いたします。

- ③ 業務執行を行わない取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現在、社外取締役を対象としている責任限定契約の締結対象範囲を、業務執行を行わない取締役に拡大するものです（変更案第27条第2項）。
- ④ 会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とする規定を新設するものです（変更案第29条）。
- ⑤ 株式事務の合理化を図るため、配当財産の除斥期間につき、現行の満5年から満3年とするものです（変更案第31条第1項）。
- ⑥ その他、上記の各変更に伴う字句の修正等、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 定款変更の日程

定款変更のための株主総会 2024年6月18日（予定）

定款変更の効力発生日 2024年6月18日（予定）

### 3. 監査等委員会設置会社への移行後の体制概要

監査等委員会設置会社への移行後の体制は、以下のとおりです。

なお、取締役候補者については、本日付け「代表取締役の異動ならびに監査等委員会設置会社移行後の取締役人事および2024年4月1日付役員人事に関するお知らせ」をご参照ください。

- ・ 現在の当社の役員構成は、取締役9名（社内4、社外5）、監査役5名（社内2、社外3）の合計14名ですが、移行後の取締役は合計11名（社内5、社外6）とし、監査等委員である取締役に4名（社内1、社外3）とします。なお、移行後の取締役会における議長は、現在と同じく、社外取締役とする予定です（※）。
- ・ 移行後の監査等委員会による監査の実効性を確保するため、当社事業に精通した社内取締役を常勤監査等委員とし、また、監査等委員会の委員長とする予定です（※）。加えて、監査等委員会の職務を補助する使用人として、当社事業に精通し、財務・経理、リスク管理等の知見を有する者を配置します。
- ・ 監査等委員会設置会社への移行後も、指名委員会および報酬委員会を引き続き設置し、取締役の指名・報酬の決定の透明性と客観性を高めてまいります。各委員会については、その過半数を社外取締役とし、委員長も社外取締役とする予定です（※）。

（※）移行後の取締役会の議長、常勤監査等委員および監査等委員会の委員長、指名委員会・報酬委員会の委員および委員長は、それぞれ本年6月の定時株主総会後の取締役会または監査等委員会で決定する予定です。

以上

定款変更の内容別紙 (下線部分は変更箇所を示しております。)

現行規定	変更案
<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>
<p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査役</u></li> <li>3. <u>監査役会</u></li> <li>4. <u>会計監査人</u></li> </ol> <p>第5条 (公告方法) 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取締役会</li> <li>2. <u>監査等委員会</u> &lt;削除&gt;</li> <li>3. <u>会計監査人</u></li> </ol> <p>第5条 (公告方法) 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p>
<b>第2章 株式</b>	<b>第2章 株式</b>
<p>第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、<u>普通株式</u> 5億株とする。</p> <p>第7条 (自己の株式の取得) (条文省略)</p> <p>第8条 (単元株式) ① 当社の<u>普通株式</u>の単元株式数は、100株とする。 ② 当社の<u>単元未満株式</u>を有する株主は、株式取扱規則に定めるところに<u>従い、所定の手数料を支払って、当社に対して、その有する当社の単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p>第9条 (株式取扱規則) 株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令および定款に定めがあるもののほか、<u>取締役会において定める株式取扱規則</u>による。</p>	<p>第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、5億株とする。</p> <p>第7条 (自己の株式の取得) (現行どおり)</p> <p>第8条 (単元株式) ① 当社の単元株式数は、100株とする。 ② 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>第9条 (株式取扱規則) <u>当社の株式</u>および新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令および定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規則</u>による。</p>

第10条 (株主名簿管理人)

- ① (条文省略)
- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

第3章 株主総会

第11条～第16条 (条文省略)

第4章 取締役および取締役会

第17条 (取締役の員数)

当会社の取締役は、10名以内とする。  
<新設>

第18条 (取締役の選任)

- ① 取締役は、株主総会の決議によって選任する。
- ② (条文省略)
- ③ (条文省略)

第19条 (取締役の任期)

- ① 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  
  
<新設>
- ② 増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。

第10条 (株主名簿管理人)

- ① (現行どおり)
- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

第3章 株主総会

第11条～第16条 (現行どおり)

第4章 取締役および取締役会ならびに  
監査等委員会

第17条 (取締役の員数)

- ① 当会社の取締役は、12名以内とする。
- ② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第18条 (取締役の選任)

- ① 取締役は、株主総会の決議において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。
- ② (現行どおり)
- ③ (現行どおり)

第19条 (取締役の任期)

- ① 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 増員または任期の満了前に退任した取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の任期の満了する時までとする。

<p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>第20条（代表取締役、<u>役付取締役</u>および執行役員等）</p> <p>① 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② <u>取締役会</u>は、執行役員を<u>定め</u>、業務を執行させる。</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>④ <u>取締役会は、取締役会長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>第21条（取締役会の招集権者および議長） (条文省略)</p> <p>第22条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集の通知は、各取締役および各<u>監査役</u>に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新設&gt;</p> <p>第23条（取締役会の決議の省略） 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が当該提案について異議を述べない</u>ときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>④ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>⑤ <u>補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第20条（代表取締役および執行役員等）</p> <p>① 取締役会は、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② <u>当社は、執行役員を置き</u>、業務を執行させる。</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>④ &lt;削除&gt;</p> <p>第21条（取締役会の招集権者および議長） (現行どおり)</p> <p>第22条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集の通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>第23条（監査等委員会の招集通知）</u> <u>監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員である取締役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>第24条（取締役会の決議の省略） 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<新設>

第24条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令および定款に定めがあるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。

第25条 (取締役の責任免除)

- ① 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役の会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を社外取締役と締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

**第 5 章 監査役および監査役会**

第 26 条 (監査役の数)

当社の監査役は、5名以内とする。

第27条 (監査役の選任)

- ① 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第28条 (監査役の任期)

- ① 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 25 条 (重要な業務執行の決定の委任)

当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 26 条 (取締役会規程および監査等委員会規程)

取締役会および監査等委員会に関する事項は、法令および定款に定めがあるもののほか、取締役会規程および監査等委員会規程による。

第 27 条 (取締役の責任免除)

- ① 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

<削除>

<削除>

<削除>

<削除>

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第29条（常勤監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

<削除>

第30条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。

<削除>

第31条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令および定款に定めがあるもののほか、監査役会の定める監査役会規程による。

<削除>

第32条（監査役の責任免除）

① 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

<削除>

② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役の会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を監査役と締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

**第6章 計 算**

第33条（事業年度）

（条文省略）

<新設>

**第5章 計 算**

第28条（事業年度）

（現行どおり）

第29条（剰余金の配当等の決定機関）

当社は、剰余金の配当等会社法459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第34条 (剰余金の配当)

- ① 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日を基準日として、剰余金の配当をすることができる。
- ② 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項に定める中間配当をすることができる。

<新設>

第35条 (配当財産の除斥期間)

- ① 配当財産がその交付開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その交付の義務を免れる。
- ② (条文省略)

<新設>

第30条 (剰余金の配当の基準日)

- ① 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
- ② 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- ③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第31条 (配当財産の除斥期間)

- ① 配当財産がその交付開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その交付の義務を免れる。
- ② (現行どおり)

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

- ① 当社は、第21回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- ② 第21回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第32条第2項の定めるところによる。